

# EU の新しい地理的表示法令 (規則 2024/1143 号と規則 2023/2411 号)－想起、原料・部品、 持続可能性などについて



茨城大学 人文社会科学部 教授 荒木 雅也

## 要 約

EU では 2024 年と 2023 年に地理的表示に関する新しい法令が制定された。2024 年の法令は既存の複数の地理的表示法令（農産品、葡萄酒及び蒸留酒の地理的表示法令）を統合することを目的とするものであり、2023 年の法令は工芸品と工業製品の地理的表示保護を EU において創設するものである。これら二つの新法令は、EU の制度の統合や効率化を促すことだけでなく、地理的表示の侵害などに関する近年の EU 司法裁判所判例を反映させることを狙いとしている。EU の新法令はまた、地理的表示制度と持続可能性を関連付けることも狙いとしており、持続可能性に関する具体的な規定を初めて設けている。この規定はいわゆる努力目標を定めるに過ぎないものであるが、持続可能性への傾倒は、地理的表示制度を変容させる契機となるかもしれない。

## 目次

1. はじめに
2. GI の定義と権利者
3. 手続き
4. GI の保護
5. 比較可能性
6. 想起
7. 2020 年のモルビエ事件先決裁定 [Case C-490/19]
8. 原料・部品
9. 持続可能性
10. 日本の GI 法との相違
11. おわりに

## 1. はじめに

欧州連合（以下、EU）では、近年、地理的表示（以下、GI）制度に関する、以下の二つの重要な法令が制定された。

- 「欧州議会及び欧州理事会規則 2024/1143 号」（以下、2024 年規則）

2024 年に制定された、葡萄酒・蒸留酒・農産品の GI に関する法令。2024 年 5 月 13 日施行。

- 「欧州議会及び欧州理事会規則 2023/2411 号」（以下、2023 年規則）<sup>(1)</sup>

2023 年に制定された、工芸品・工業製品の GI に関する法令。2025 年 12 月 1 日施行。

従来、EU では、農産品（agricultural products）、葡萄酒、蒸留酒のそれぞれにつき、以下のように GI 保護のための法令が制定されていた（以下、旧 EU 規則と総称する）。

- 農産品… 「欧州議会及び理事会規則 1151/2012 号」（以下、2012 年規則）<sup>(2)</sup>。2012 年に制定された。
- 葡萄酒… 「欧州議会及び理事会規則 1308/2013 号」（以下、2013 年規則）。2013 年に制定された。
- 蒸留酒… 「欧州議会及び理事会規則 2019/787 号」（以下、2019 年規則）。2019 年に制定された。

2024年規則はこれら三つの旧EU規則を統合し、農産品<sup>(3)</sup>・葡萄酒・蒸留酒に共通の定めを創設するものである（但し、これらの旧EU規則の中で廃止されたのは2012年規則のみであり、その他の規則は改正を経た上で存続することとなった<sup>(4)</sup>）。2024年規則の構造は以下の通りである。

●序文：1段～85段

●1款〔総則〕：1条～3条

●2款〔地理的表示〕：1章〔総則〕4条～8条、2章〔地理的表示登録〕9条～25条、3章〔地理的表示の保護〕26条～37条、4章〔管理と施行〕38条～45条、5章〔農産品の原産地呼称及び地理的表示〕46条～50条

●3款〔伝統的特産品保証（traditional specialties guaranteed）と任意的品質用語（optional quality terms）<sup>(5)</sup>〕：1章〔適用範囲〕51条、2章〔伝統的特産品保証〕52条～77条、3章〔任意的品質用語〕78条～83条

●4款〔規則 1308/2013 号、2019/787 号及び 2019/1753 号の改正〕：84条～86条

●5款〔権限の委譲、手続き、移行及び最終規定〕：87条～97条

以上の内、1款と2款（2款5章を除く）が、農産品・葡萄酒・蒸留酒に共通する定めである。これら共通の定めが設けられることで、農産品・葡萄酒・蒸留酒に関する保護と登録手続などが同一のものとなった。

次に、2023年規則は、「工芸品及び工業製品（crafts and industrial products）」<sup>(6)</sup>のGI保護をEUにおいて創設するものである。従来、欧州では、工芸品・工業製品のGI保護はEU加盟国の国内法に基づいて実施されてきた。工芸品等を保護対象とするGI制度を定めていた国もあったが<sup>(7)</sup>、多くのEU加盟国は商標法と不正競争防止法に基づき対応していた<sup>(8)</sup>。

こうした状況は2023年規則によって大きく様変わりすることとなり、EU域内の工芸品・工業製品のGIはEUレベルで一元的に規制されることになる。

さて、2024年規則の下では、旧EU規則の下で登録されていたGIが引き続き保護されることになるため〔2024年規則序文80段〕、3千に及ぶGIが保護対象となる。

他方、2023年規則は現時点では未施行であるが、欧州の研究機関の2013年の報告書は834もの産品が保護対象となり得ると言う<sup>(9)</sup>。また、2022年に「工芸品及び工業製品の地理的表示の保護に関する規則案」が公表されているが、この文書は、300から800の欧州の産品が保護対象たり得ると言う<sup>(10)</sup>。

これらの見通しを信じるならば、2024年規則と2023年規則は世界でも最大規模のGI制度となるし、両規則とも第三国（日本を含む）からの申請を認めているので〔2024年規則14条2項、2023年規則53条〕、両規則の制定は日本にとっても重要な変化である<sup>(11)</sup>。

そこで、本稿では、2024年規則と2023年規則の内容を概観する。その際、旧EU規則（特に、2012年規則）との相違点と、2024年規則と2023年規則の定めとの相違点という二つの観点を重視する。

併せて、2024年規則と2023年規則の幾つかの重要な定めと関わりのある、近年のEU司法裁判所（The Court of Justice of the European Union）判例を概観する。

## 2. GIの定義と権利者

### 2.1 定義

2024年規則の下では、GIは農産品・葡萄酒・蒸留酒のそれぞれにつき別個に定義されている（2024年規則2款5章〔本稿1章〕は、農産品GIの定めであり、葡萄酒と蒸留酒には適用されない）。加えて、2023年規則の下で工芸品・工業製品のGIが定義されている。本稿では、農産品と工芸品・工業製品のGIの定義について論じることとする。葡萄酒と蒸留酒のGIについては言及しない。

まず、農産品のGIについては、2012年規則と同様に、「保護原産地呼称（protected designation of origin、PDO）」と「保護地理的表示（protected geographical indication、PGI）」という二つの形態が定められている〔2024年規則46条〕。両者の最も重要な相違は、PDOにあっては所定の地理的範囲内で生産段階の全てが行われる必要があるのに対し、PGIは生産段階の一つが行われれば足りる点である。つまり、PDOは生産地との結び付きがより強い場合のGIの形態である（PDO、PGIとで保護の内容や水準に変わりはない）。2024年規則〔46条〕

と2012年規則〔5条〕とでは、PDO・PGI共に定義は変わっていないので、本稿では2024年規則におけるPDO・PGIの定義については詳論しない<sup>(12)</sup>。

次に2023年規則にあっては、以下のように6条で「地理的表示（geographical indication）」という単一の形態が定められているのみである。2023年規則が定める「地理的表示」は、2024年規則（及び2012年規則）に規定されるPGIとほぼ同じである（若干の表現上の相違があるのみである）。

「工芸品又は工業製品の名称が地理的表示として保護されるためには、産品は以下の要件に適合しなければならない。

- (a) 産品がある特定の場所、地域又は国を原産とすること。
- (b) 産品の確立した品質、社会的評価又はその他の特性を本質的にその地理的原産地に帰し得ること。
- (c) 生産段階の少なくとも一つが限定された地理的区域内で行われること。」

## 2. 2 権利者

2024年規則は、以下のようにGIを使用できる者を定めている。2023年規則も序文11段と47条1項に同趣旨の定めを設けており、2012年規則にも同趣旨の定め〔12条1項、46条〕が設けられていた。

### ●2024年規則序文18段

「地理的表示とは、明細書を遵守する意思のある、指定された地域内の全ての適格な生産者が保有する集団的権利（collective right）である。」

### ●同規則36条

「登録された地理的表示は、対応する明細書に適合する産品を販売する全ての事業者が使用することができる。」

ところで、「使用」については、登録に先立つ使用が登録要件として求められるか、という問題がある。2024年規則には事前の使用を前提とする規定が見られる。すなわち、登録申請時に当局に提出する書類の一つである明細書には、「PDO又はPGIとして登録される名称であって、特定の産品を呼称するために、商取引又は一般的な言語で使用されるもの」を記載する必要がある〔49条1項a号〕。2012年規則にも同趣旨の規定が定められていた〔7条1項a号〕。

2023年規則にはこれに当たる規定は設けられていない。しかし、事前の使用が無い場合は、GI登録の要件の一つである社会的評価<sup>(13)</sup>の存在を肯定することは難しい。加えて、事前の使用が無いGIは、「文化遺産の保護」という法目的〔序文7段、9段〕と整合しないという見方もある<sup>(14)</sup>。

## 3. 手続き

### 3. 1 生産者団体

2024年規則36条（及び2023年規則47条1項）〔本稿2.2節〕によれば明細書との適合がGIの使用の条件となるが、明細書を作成し登録申請を行うのは原則として生産者団体である。

生産者団体は、2024年規則では、「その法的形式の如何を問わず、同じ産品の生産者から構成される集団」と定義されている〔32条1項〕。2023年規則でもほぼ同じように定義されている〔4条3項〕。なお、2012年規則では、「その法的形式の如何を問わず、主に同じ産品を扱う生産者又は加工業者から構成される集団」（3条2項）と定義されていた。

以下では生産者団体に関する定めを中心に、各種の手続きを概観する。

### 3. 2 認定生産者団体

生産者団体に関して、2024年規則では「認定生産者団体（recognized producer group）」という制度が新設された〔33条〕。2023年規則には無い制度である。

加盟国は各々のGIにつき、一つの生産者団体を認定生産者団体に認定することができる。認定生産者団体は、幾つかの業務を遂行できる唯一の生産者団体となる〔33条3項〕。その業務とは、7条に適合する持続可能性のあ

る措置についての同意 [本稿 9 章]、明細書の修正の申請、登録取消の申立てなどである。

加盟国はこの認定制度を運用する場合には、認定の要件として以下の基準を定めなければならない [33 条 2 項]。

●生産者団体の法的形態 [33 条 2 項 a 号]

●次のいずれかの条件を満たすこと。

i 生産者の最低限の比率（50%を超過すること）。

ii 生産者の最低限の比率及び最低限の販売可能な数量又は価額に関する比率（数量・価額に関しては 50%を超過すること） [33 条 2 項 b 号]。

### 3. 3 生産者団体による登録の申請

2024 年規則と 2023 年規則は共に、2012 年規則と同じく生産者団体による登録申請を原則とする。

生産者団体は自身が所在する EU 加盟国の当局に申請を行う。登録申請は、加盟国レベルと EU レベルの二段階で審査される [2024 年規則 10 条 1 項・14 条 1 項、2023 年規則 7 条 1 項]。

以上については例外もあり、生産者団体以外の者が登録申請を行うこともあるし [本稿 3.4 節]、また、二段階審査が行われない場合もある [本稿 3.5 節]。

### 3. 4 生産者団体以外の者による登録申請

2024 年規則及び 2023 年規則では、2012 年規則と同様に、一定の要件の下で単一の生産者が生産者団体とみなされ登録申請の権限を与えられることがある。両規則の要件は概ね同じであり [2024 年規則 9 条 3 項、2023 年規則 8 条 2 項]、その生産者が登録申請を行う意思を持つ唯一の生産者であることと、隣接地域との相違（生産が行われる地域が隣接地域と著しく異なる特性を持つか、製品の特性が隣接地域で生産されるものと異なること）を主な要件としている<sup>(15)</sup>。

その他、2024 年規則と 2023 年規則は共に、加盟国が指定する当局による登録申請を認めている [2024 年規則 9 条 2 項、2023 年規則 8 条 4 項]。

2024 年規則では蒸留酒に限って当局による登録申請を認めている。また、同規則では生産者の数、立地条件、組織の特性などの理由から生産者が団体を形成することが不可能な場合という要件が定められている。2023 年規則にはかかる要件は定められていない。

### 3. 5 二段階審査が行われない場合

2023 年規則にあっては、加盟国が工芸品・工業製品の GI に関して国内法上の手続きを定めていない場合などには、生産者団体は加盟国当局に対して申請を行うことなく、EU レベルで申請を行うことができる [19 条 1 項]。このことについては、一部の加盟国は工芸品・工業製品の GI のための法制度を整備しておらず、また、これらの GI を保護することに格別の関心がないため、という説明がある<sup>(16)</sup>。

2024 年規則にはこのような定めは無い。但し、第三国からの登録申請については、2012 年規則と同様に、EU に直接申請すべきことが定められている [14 条 2 項]。この点は 2023 年規則も同様である [21 条]。

### 3. 6 明細書の適合の確認

明細書の適合を確保するための仕組みは以下の通りである。2024 年規則では、加盟国は、適合の有無を検証する責任を持つ管轄当局を指定しなければならない。そして、管轄当局は、「委任機関 (delegated bodies)」又は自然人に検証の権限を委ねることができる [39 条 3 項 b 号]<sup>(17)</sup>。かくして、管轄当局か委任機関・自然人のいずれかの第三者が、製品の上市前に、適合の有無を確認することが求められる。加えて、加盟国は当該第三者の名称や住所などを公示することが義務付けられている [2024 年規則 40 条]。こうした枠組みは 2012 年規則の制度を踏襲するものである<sup>(18)</sup>。

他方、2023 年規則では以上の枠組みを踏襲しながらも、2024 年規則や 2012 年規則には見られない「自己申告

(self-declaration)」という手続きが創設された。

この手続きでは、産品が明細書に適合していることを生産者自身が証明するために、2023年規則附属書 I が定める形式の書類を産品の上市前に管轄当局に提出する〔4条8項〕。管轄当局はこの書類上の情報が完全でかつ矛盾が無いことを確認の上、認証書を発給する〔51条3項〕。

#### 4. GIの保護

2024年規則と2023年規則の双方において、登録後に更新の必要はなく登録GIは無期限に保護されるが、双方において取消しの手続きが定められている〔2024年規則25条、2023年規則32条〕。

取消事由は、明細書への適合が確保できなくなることと、一定期間の不使用である。不使用の期間は、2024年規則にあっては7年間、2023年規則にあっては5年間である。それぞれの期間中に継続して上市がない場合、取消事由を満たすことになる。

さて、GIの保護について定めている2024年規則の規定は以下のように四つの侵害行為の類型を定めている〔26条1項a号乃至d号〕。なお、2023年規則にもほぼ同様の規定が設けられている〔40条1項a号乃至d号〕<sup>(19)</sup>。

「欧州連合の地理的表示登録簿において登録された地理的表示は以下のものから保護される。

(a) 次の場合における、登録対象でない産品への、地理的表示の直接又は間接の一切の業としての使用。当該産品が登録名称の下で登録されている産品と比較可能である (comparable) 場合、又はその地理的表示を産品又はサービスに使用することが、保護名称が有する社会的評価を不当に利用し、弱め、希釈し、若しくは損なう場合。当該産品が原料として用いられる場合を含む。

(b) 一切の不当使用、模倣又は想起 (any misuse, imitation or evocation)。産品又はサービスの真の生産地 (origin) が表示されている場合、保護名称が翻訳、転写若しくは音訳され、又は「様式 (style)」、「型 (type)」、「方法 (method)」、「～産 (as produced in)」、「模造品 (imitation)」、「香り (flavour)」、「同種 (like)」その他類似の表現が添えられている場合であっても同様とする。当該産品が原料として用いられる場合を含む。

(c) その産品の内側又は外側の包装、広告用の資料、関連する産品についての書類又はオンラインインターフェイスで提供される情報において使用される、産品の出所、生産地、特質又は基本的品質に関するその他一切の虚偽の又は誤認を惹起する表示、及びその産品を生産地に関して誤った印象を与えるおそれのある容器に詰めること。

(d) 産品の真の生産地について公衆を誤認させるおそれのあるその他の一切の行為。」

この定めは2012年規則の13条1項をほぼそのまま踏襲するものであるが<sup>(20)</sup>、若干の語句の追記と表現の変更が施されている（加えて後述するように〔本稿5章、6.1節〕、関連する他の規定が新設・改正されている）。上記の二重下線部（          ）が2024年規則において追記された箇所である。追記の意図は、侵害行為の具体化と規制の精緻化であると思われる。

さて、2024年規則26条1項において、特に大きな改正が施されたのはa号とb号である。

よって以下では主にa号とb号につき、特に比較可能性〔a号〕と想起〔b号〕の意義を中心に論じる（上記の下線部          を参照）〔本稿5章、6章〕。

加えて、d号については改正はなされていないが、2024年規則制定前にd号に関する重要な司法判断が下されているのでこれを紹介する〔本稿7章〕。

#### 5. 比較可能性

上記の2024年規則26条1項a号前段（及び2023年規則40条1項a号〔本稿注19〕）では、「当該産品が登録名称の下で登録されている産品と比較可能である (comparable) 場合」と定められている<sup>(21)</sup>。すなわち、産品間の「比較可能性」が要件となっており<sup>(22)</sup>、比較可能な産品につき業として登録GIを使用することは禁じられる。

さて、2012年規則では比較可能性という要件については、その定義や解釈の指針につき明文の定めは設けられていなかった。他方、2011年のEU司法裁判所のコニャック事件先決裁定〔Joined Cases C-4/10 and C-27/10〕では、比較可能性についての解釈が示されていた〔54段〕<sup>(23)</sup>。

そして2024年規則では、次のように序文34段で詳細な判断基準が示されたが（2023年規則序文37段も同趣旨の定めである）、その内容はコニャック事件先決裁定の判示をほぼ踏襲するものであった<sup>(24)</sup>。

「ある産品が、地理的表示によって特定される産品と比較可能であるか否かを立証するために、関連する全ての要因を考慮する必要がある。これらの要因には、産品が生産方法、物理的外観や同じ原料の使用など共通の客観的特性を有する否か、関連する公衆の視点から見てどのような状況下で産品が利用されるか同じチャンネルを通じてたびたび流通しているか否か、販売に関する類似の法令に服しているか否かなどが含まれるべきである。」

現時点では、2024年規則の下での比較可能性に関する司法判断は出ていないが、序文34段に掲げられている要件のうち一つが満たされればそれで十分であり、全ての要件を充足する必要は無いと考えてよいであろう<sup>(25)</sup>。

なお、上記コニャック事件先決裁定は、同種の産品（フランス産蒸留酒である「コニャック（Cognac）」と、フィンランド産蒸留酒）間の比較可能性を問ひ、これに肯定的な判断を示すものであったが、同種とは言えない産品間における比較可能性を肯定する場合、どのような共通の要素が必要となるかは今後の課題である<sup>(26)</sup>。

## 6. 想起

### 6. 1 定義

「想起」は、EUのGI制度の特徴的な侵害行為である。旧EU規則も想起を侵害行為の一つとして定めていたが、想起の定義や解釈の指針についての明文の定めは無かった。

2024年規則は、序文35段で以下のように想起を定義する明文の定めを設けた。2023年規則では40条2項にほぼ同様の定めが設けられている。

「EU司法裁判所の確立した判例によれば、地理的表示の想起は、特に、用語、標識その他の表示または包装装置を参照することを含め、登録地理的表示によって指称される産品とのつながりが、合理的に十分な情報を持ち観察眼と慎重さがある欧州の平均的な消費者の心の中に現れる場合に生じる可能性がある。」

さて想起に関する基本先例は1999年のカンボゾーラ事件先決裁定である。同事件では、ブルーチーズの商品名称「カンボゾーラ（Cambozola）」が、ブルーチーズの登録GI（登録PDO）「ゴルゴンゾーラ（Gorgonzola）」の想起に該当するか否かが問われた。同先決裁定は、「関連する産品間に混同のおそれが無い場合であっても、保護名称について想起が生じ得る」と判示して、本件における想起の成立に肯定的な立場を示した<sup>(27)</sup>。

かくして、想起は、「登録地理的表示によって指称される産品とのつながり」を消費者に感じさせる行為であるが、消費者を誤認混同させることまでは求められない<sup>(28)</sup>。いわば混同に至る前の段階で成立する侵害行為である。このように厳格な規制が実施されているのは、GIが普通名称化に関して脆弱であるという認識によると考えられる<sup>(29)</sup>。

以下では、上記カンボゾーラ事件先決裁定より後の、想起を論点とした主要な裁判例を概観する<sup>(30)</sup>。以下に見るように、それらの裁判例では、想起の範囲を広く理解することにつき肯定的な解釈がとられてきた<sup>(31)</sup>。

### 6. 2 2019年のケソ・マンチェゴ事件先決裁定〔Case C-614/17〕

本件は、スペインのラ・マンチャ地方産のGI登録（PDO登録）された羊乳チーズである、「ケソ・マンチェゴ（Queso Manchego）」を巡る事件である。

ケソ・マンチェゴの生産者団体は、「アダルガ・デ・オロ（Adarga de aoro）」「ケソ・ロシナンテ（Quesos Rocinante）」「スーパー・ロシナンテ（Super Rocinante）」「ロシナンテ（Rocinante）」と称してチーズを販売していた業者（IQC社）を被告としてスペインの国内裁判所に提訴し、これらのラベル表示や用語は「ケソ・マンチェゴ」の想起に当たると主張した。

第一審と第二審は、概ね以下の二つの根拠を挙げて、同生産者団体の主張を退けた。① IQC社が用いていた名称は登録GIとは外観、称呼の点で非類似である。② 「ロシナンテ」はラ・マンチャ地方を想起させるとしても、「ケソ・マンチェゴ」を想起させるとは言えない。

スペインの最高裁はEU司法裁判所に先決裁定を求めた。その際、スペイン最高裁は以下のような事実を考慮事

項として認定した。

- 「マンチェゴ」という単語は、ラ・マンチャ地方に由来する産品や人々を示すためのスペイン語の形容詞である。
- ミゲル・ド・セルバンテスが執筆した文学作品の主人公ドン・キホーテは、ラ・マンチャ地方で活躍する架空の人物である。
- IQC 社製のチーズ「アダルガ・デ・オロ」のラベルには、ドン・キホーテの身体的特徴や服装に似たキャラクターがあしらわれている。「アダルガ」は、ドン・キホーテが用いた盾を示す古風な単語である。
- 「ロシナンテ」は、ドン・キホーテが乗った馬の名前である。
- IQC 社のチーズのラベルには、風車と羊の絵があしらわれていた。風車は、ドン・キホーテが決闘しようとした相手であり、ラ・マンチャ地方の風物詩でもある。

これに対して、EU 司法裁判所は以下のように判示した。

「[カンボゾーラ事件先決裁定] 商品名についての事案に関する判断なのであって、比喩的な記号 (figurative sign) に関する判断ではないが、…比喩的な記号は、登録名称との観念上の近接性 (conceptual proximity) ゆえに、名称が登録されている産品のイメージを消費者の心の中で直接的に呼び起こし得ることを否定できない。」[先決裁定 21-22 段]

「[EU 規則] 比喩的な記号の使用によって登録名称が想起され得る旨を定めていると解される。」[同 32 段]

### 6. 3 2021 年のシャンパニージョ事件先決裁定 [Case C-783/19]

本件は、GI 登録 (PDO 登録) されたフランス産発泡性ワインである、「シャンパン (Champagne)」を巡る事件である<sup>(32)</sup>。

シャンパンの生産者団体は、「シャンパニージョ (CHAMPANILLO)」という店名の飲食業者 (GB 社) を被告としてスペインの国内裁判所に提訴し、当該の店名の使用は「シャンパン」の侵害に当たると主張した。

第一審は、概ね以下のように論じて同生産者団体の主張を退けた。「シャンパニージョ」は、アルコール飲料ではなく飲食店を指称している。しかも、その店内ではシャンパンは販売されていない。従って、「シャンパニージョ」と「シャンパン」では対象となる消費者も異なる。よって、「シャンパニージョ」は「シャンパン」を想起させるものではなく、侵害は成立しない。

第二審のバルセロナ州裁判所は、EU 司法裁判所に先決裁定を求めた。

EU 司法裁判所は以下のように論じて [先決裁定 66 段]、本件において想起が成立し得ると判示した。

「[想起の成立にあっては]、前提条件として、第一に、PDO によって保護される産品と、問題の記号の対象となっている商品又はサービスとが同一又は類似であることを要しない。」

「第二に、ある名称を使用することで、合理的に十分な情報を持ち観察眼と慎重さがある欧州の平均的な消費者の心の中に、その名称と PDO の間に十分に明確かつ直接的なつながりが生じる場合」に想起の成立が肯定される。

そして、同裁判所はそうしたつながりを示す要因として、問題となった名称が登録 GI を部分的に組み込んでいること、二つの名称の称呼・外観・観念上の近接・類似、そして、GI が指称する商品と問題の名称が指称する商品・サービスとの間の類似性を挙げている。

### 7. 2020 年のモルビエ事件先決裁定 [Case C-490/19]

本件は、GI 登録 (PDO 登録) されたフランス産チーズである、「モルビエ (Morbier)」を巡る事件である<sup>(33)</sup>。

モルビエの生産者団体が、モルビエに外見上類似するチーズ (但し、「モルビエ」という表示はしていない) を生産販売していた生産者の行為につき、GI の侵害であり、「不正且つ寄生的な競争行為 (フリーライド) /unfair and 'parasitic' competition (free-riding)」に該当すると論じてフランス国内裁判所に提訴した [先決裁定 2 段]。

第一審と第二審は、GI 制度はその明細書に規定されている産品の外形や機能ではなく、その名称を保護することを目的としている、という認識に立ち同生産者団体の主張を退けた。

上訴を受けた破毀院は、2012 年規則 13 条 1 項 (2024 年規則 26 条 1 項 [本稿 4 章] に相当する) の解釈につき、

第三者による「登録名称」の使用のみを禁止しているのか、それとも、登録名称が使用されていない場合であっても、その真の出所につき消費者を誤認させるおそれがある商品の提示をも禁止していると解されるべきか、について先決裁定を EU 司法裁判所に求めた。

同裁判所は、2012 年規則 13 条 1 項は、登録名称の使用のみならず、より広範な行為を禁止している、と結論した。加えて、「同条同項 d 号は、……登録名称が指称する産品を特徴づける形状または外形の複製を禁止するものと解さなければならない。但し、そのような複製が、常識的な情報を持ち、合理的な観察眼と慎重さがある欧州の消費者を誤認させるおそれがあるか否かを、全ての関連する要因を考慮に入れつつ検討する必要がある」と判示した〔先決裁定 41 段〕。

## 8. 原料・部品

### 8. 1 総説

後述〔本稿 8.3 節〕の「シャンパン・シャーベット」のように、その原料の GI を加工品の名称として使用することは、加工品の生産者、原料の生産者及び消費者それぞれにとって様々な意味を持つだけに評価が難しい。

2024 年規則と 2023 年規則は共に、GI 登録された産品を原料や部品として利用する場合についての定めを設けている。両規則は一定の条件の下で、原料の GI を加工品の名称の中で使用することを容認するが、その内容は大きく異なっている。

### 8. 2 2024 年規則における定め

2024 年規則では、27 条 1 項 a 号乃至 c 号が定める以下の三つの要件を全て充足する場合に、適法な使用となる（但し、27 条 1 項は蒸留酒には適用されない<sup>(34)</sup>）。これらの規定は、欧州委員会が 2010 年に公表した指針<sup>(35)</sup>に示された解釈を踏襲するものである。

- 「(a) 地理的表示により指称される原料と比較可能な製品が、加工品中に他に含まれていないこと。  
 (b) 地理的表示により指称される原料が、問題の加工品に本質的な特性を与えるのに十分な量で含有されていること。  
 (c) 地理的表示により指称される原料の加工品中の割合がラベルに示されていること。」

### 8. 3 2023 年規則における定め

2023 年規則では、41 条 1 項と 2 項に定めがある<sup>(36)</sup>。

#### ● 41 条 1 項

GI 登録された産品が「部品又は構成部分として製造品（manufactured product）に含まれ又は取り込まれていることを示す」ために、GI を使用することは、「誠実な商慣行に従って行われること、及び、地理的表示の社会的評価を不当に利用し、弱め、希釈し、又は損なわないことが条件である。」

#### ● 41 条 2 項

「製造品の部品又は構成部分を指称する登録地理的表示は、当該地理的表示が登録された際の申請者がその使用に同意する場合を除き、当該製造品の販売のための名称に使用してはならない。」

かくして、製造品（GI 登録された産品を部品として組み込んでいる完成品）につき、GI を使用することは、次の二つの場合を除き禁止されると考えてよいであろう<sup>(37)</sup>。

● 当該の製造品の生産者が、当該の部品（GI 登録されている産品）の生産者でもある場合。

● GI 登録の申請を行った生産者団体が、GI の使用につき同意する場合。

なお、双方の場合とも、「誠実な商慣行に従って行われること、及び、地理的表示の社会的評価を不当に利用し、弱め、希釈し、又は損なわないこと」が前提となる。

以上の理解は、次に示す 2023 年規則序文 39 段の考え方とも整合する。

「地理的表示によって指称される産品を部品又は構成部分として含有し又は組み込んでいる製造品の名称中に地

理的表示を使用することは、公正な商慣行に従って行われる必要があり、且つ、地理的表示の社会的評価を不当に利用し、弱め、希釈し、又は損なうものであってはならない。そうした使用にあつては、当該地理的表示によって指称される製品の生産者団体又は生産者の同意を要するものとする。」

思うに、問題のGIの使用が、消費者への情報提供を真正の目的とすることもあれば、製品を差別化し消費者を惹きつけることを目的とすることもあるであろうし、結果的にGIの社会的評価が上昇することもあれば、毀損されることもあるであろう。情報が正確であるからといって直ちに正当化されるものではなく、41条1項適用の是非の判断は容易ではないことであろう<sup>(38)</sup>。

しかしながら、より重要な問題は41条2項の適用の可否であろう。そもそも生産者団体の同意は、実質的にライセンスに等しいのではないか。GIのライセンスは原理的に許されないはずであるが<sup>(39)</sup>、2023年規則はこの原則をあえて踏み外すのであろうか。

#### 8. 4 2017年のシャンパン・シャーベット事件 [Case C-393/16]

本件は登録GI (PDO) である「シャンパン」を巡る事件である。ドイツの業者が「シャンパン・シャーベット (Champagner Sorbet)」と銘打って冷凍食品を販売していた。この冷凍食品は成分の12%がシャンパンであった。

シャンパンの生産者団体はこの業者を被告としてドイツの国内裁判所に提訴し、GIの侵害に当たると主張した。第一審はこの主張を認めたが、第二審はこの主張を退けた。ドイツ最高裁は上訴を受けて、EU司法裁判所に先決裁定を求めた。同裁判所は以下のように論じて、「シャンパン・シャーベット」という名称の使用は当然に違法になるわけではなく、適法となる余地があると判示した<sup>(40)</sup>。

「PDOの明細書に適合しない食品ではあるが、当該明細書に適合する成分を含有するものを販売するための名称の一部としてPDOを使用することは、それ自体では、不公正な使用とみることはできない。」[46段]

「食品の味が他の成分に起因している場合には、そうした名称の使用は当該PDOの社会的評価を不当に利用するものと判断されるであろう。」[52段]

「[[そのような名称の使用]、たとえばシャンパン・シャーベットのような名称の使用は、…問題の食品がその本質的な特性の一つとして、…当該の成分に帰せられる味を欠く場合には、当該PDOの社会的評価の不当利用となる。」[53段]

### 9. 持続可能性

#### 9. 1 総説

2012年規則では序文中に持続可能性についての言及があったが[同規則序文5段]<sup>(41)</sup>、持続可能性についての定義は無く、持続可能性を踏まえた具体的な定めも一切無かった。2024年規則ではこの点について大きな変化があった。

同規則はまず序文23段で、GIと持続可能性との関わりについて次のような認識を示している。

「地理的表示が指称する製品の生産者は、…環境、社会、経済的な目標を包含する持続可能性を高める取組みを遵守するよう奨励されるべきである。このような措置は、明細書やそれとは別の計画の中で規定することができる。明細書に含まれる持続可能性の取組みは、持続可能性の三つの主要なタイプ、すなわち環境、社会、経済のうち少なくとも一つに関連するものでなければならない。」[序文23段]

2024年規則は以上の認識に基づき、「持続可能性基準」と「持続可能性報告書」という仕組みを新設している。

2023年規則にはこれらの仕組みは設けられておらず、また、同規則には持続可能性に関する定めもごく少ない。同規則の序文では、「持続可能な雇用の創出」に焦点が当てられており[8段]、上記の下線部の( ) 三要素(環境、社会、経済)のうち、環境と社会についての言及は無い。よって、2023年規則が念頭に置く持続可能性は経済的なそれに限定されるようである。以下では2024年規則についてのみ論じることとする。

#### 9. 2 持続可能性基準

2024年規則は7条1項で、生産者団体は「サステナブルな取組み」を明細書に規定することができること、及

び、サステナブルな取組みは、環境、社会、経済の持続可能性や動物福祉の観点から、EU や国内法が定める基準よりも高い「持続可能性基準」を目指すものであるべきことを、定めている。

つまり、生産者団体が持続可能性に関する基準を採用・強化することを奨励し、それらの基準を明細書の本文に含めることによって、それらを実質的に強制的なものとする狙いとしている。

次に、同条 2 項はサステナブルな取組みを、「一つかそれ以上の社会、環境、経済に関する目的に寄与する行為」と定義した上で、これに当てはまる行為を詳細に例示している〔同条同項 a 号乃至 f 号〕<sup>(42)</sup>。

### 9. 3 持続可能性報告書

加えて、2024 年規則は 8 条で、「持続可能性報告書」と称される新しい仕組みを導入している。

すなわち、生産者団体は自身のサステナブルな取組みや、自身の製品の入手がどのように持続可能性に寄与するかなどについて、検証可能な情報に基づいて報告書を作成することができ、報告書が作成された場合、欧州委員会はこのことを公開することが定められている。

この報告書の作成はいわば努力目標であって、生産者団体に作成の義務は無い。よって、生産者の動機付けをするには不十分であるという見方がある<sup>(43)</sup>。

## 10. 日本の GI 法との相違

以下では本稿で論じてきた EU の制度や論点と、日本の制度・論点との相違を簡潔に確認する。

### 10. 1 GI 登録に先立ち名称の使用が求められるか？ [本稿 2.2 節]

日本の GI 法（正式名称は、「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」）の運用のために農林水産省が作成した「名称審査基準」によれば、GI たり得るのは製品の名称として使用されてきたものである〔同基準第 1〕。また、「登録を受けるために新たな名称を定め、この新規名称を申請農林水産物等の名称とする場合」、登録は不可である〔同基準第 2、1(1)エ〕。よって、日本の GI 法では、使用実績のない名称の GI 登録は不可である。

### 10. 2 単一の生産者による登録申請 [本稿 3.4 節]

日本の GI 法「団体審査基準」によれば、「団体の構成員となる生産業者は一でもよい…」〔同基準 1(1)〕。よって、生産者が生産者団体を設立することで、日本の GI 法上も実質的に単一の生産者が登録申請を行い得る。

### 10. 3 明細書の適合の可否の検証 [本稿 3.6 節]

2023 年規則では明細書との適合につき第三者による検証を要せず、生産者団体自身が検証を行うことができる。第三者の検証を要さない点は、日本の GI 法と同様である。

### 10. 4 想起 [本稿 6 章]

日本の GI 法は、第三者による「類似等表示」の使用を禁止している。類似等表示とは、「地理的表示又はこれに類似する表示若しくはこれと誤認させるおそれのある表示」をいう〔GI 法 3 条 2 項〕。

ここで使用が禁止されるのは、① GI それ自体、② GI に類似する表示、③ GI と誤認させるおそれのある表示、という三つの形態の表示である。

これらのうち、③は平成 30 年改正で新たに付け加えられた類型である。これについて、国会における審議において農林水産省は、「国旗や絵図の使用などにより…GI 産品であるかのごとく生産地や性質を消費者に誤認させる表示を規制対象にする」と説明している<sup>(44)</sup>。

さて、GI 法 3 条 2 項を受けて、GI 法施行規則 2 条 1 号乃至 4 号に類似等表示の具体的な類型が以下のように四つ例示されている。これらのうち施行規則 2 条 4 号は、上記平成 30 年法改正に伴い追加された定めである。

#### ●施行規則 2 条 1 号

真正の生産地名が付記されているもの。

●同2号

「種類、型若しくは様式に関する表示、模造品である旨の表示又はこれらに類する表現の表示」。

●同3号

「翻訳した表示」。

●同4号

「原産国又は原産地を示す地名、国旗その他これらに類する表示を用いることにより、当該特定農林水産物等又はこれを主な原料若しくは材料として製造され、若しくは加工された農林水産物等であると誤認させるおそれのある表示」。

以上を受けて、『地理的表示（GI）の使用に関するガイドライン（令和5年4月）』（以下、ガイドライン）は次のように言う〔ガイドライン2(2)〕。

「『類似等表示』とは、地理的表示に類似する表示又はこれと誤認させるおそれのある表示をいう。具体的には、当該表示により地理的表示を使用した場合と同様に登録産品の価値にフリーライドしているものと評価できる名称の表示をいう。」

ここでは類似等表示を、「地理的表示に類似する表示」と「誤認させるおそれのある表示」との二つに大別している。そして、下線部の一節「具体的には、当該表示により～」は、主に、前者に関する説明であろう。

そうすると農林水産省は、GI法における類似性とはフリーライドを中核とする概念であると考えているのではないか<sup>(45)</sup>。また、GI法3条2項の「誤認させるおそれのある表示」及びGI法施行規則2条4号は、EUのケソ・マンチェゴ事件〔本稿6.2節〕のような場面での規制を念頭に置いているように思われる。

そうであるならば、農林水産省はGI法3条2項における「類似等表示」はEUにおける想起に近い概念であると解しているのではなかろうか<sup>(46)</sup>。

## 10. 5 原料・部品〔本稿8章〕

GI法3条2項本文は、GI登録された産品を原料とする加工品が、当該のGI（又はその類似等表示）を使用することを禁止している。

他方、同項1号は、登録産品を主な原料とする場合には、加工品に当該のGI（又はその類似等表示）を使用することを許容している。

これを受けて、ガイドラインは以下のように具体的な判断基準を示しているが〔ガイドライン4(4)〕、基本的な考え方は上記のシャンパン・シャーベット事件と方向性を同じくしていると思われる。

「…原材料に関する地理的表示又は類似等表示の使用が許容されるかどうかは、地理的表示又は類似等表示の使用が登録産品の価値へのフリーライドに該当しないと評価できるかという観点から判断する。…」

- ① 商品名又はキャッチコピーに用いる場合は、原材料として使用される同種の農林水産物等の過半の量を占めていること。
- ② その他…場合には、原材料として使用される同種の農林水産物等の数等に照らし、相応の割合を使用していること。
- ③ ①又は②の場合において、原材料たる登録産品の特性が品質特性のものにあつては、当該特性が反映されていること。…」

その他、『GIマークの活用促進に向けた使用方法のガイドライン（令和7年10月）』は、GI登録を受けたリングゴである「霞が関リング」と、これを原料とする「霞が関リングジャム」を例として次のように説明している（5頁）。

「GI産品を主な原材料として加工した商品とは、『登録産品の特性を反映させるに足る量』が使用されている商品をいいます。…例えば『霞が関りんごジャム』という商品であれば、商品全体に占める割合ではなく、使用されるりんごのうち『霞が関りんご』の占める割合が半量以上であるなど、社会通念上『主な』と捉えられる範囲で

あれば問題ありません。また、これを下回る場合でも、…官能試験の結果等により、『登録産物の特性を反映させるに足りる量』が使用されていると立証できるものであれば、GI産物を主な原材料として加工した商品に当たります。』

## 11. おわりに

2024年規則と2023年規則の主な狙いは、工芸品・工業製品を含む各種産物のGI制度の可能な限りの統一と、登録制度や検証制度の効率性を高めることであろう。

そして、GI保護を強化することも重要な狙いとなっている。本稿では詳論していないが、2024年規則はオンライン上のGI保護に踏み出しており〔26条1項c号〕、上述の2024年規則26条1項はドメイン名にも適用されることが定められている〔26条2項〕。これらと同じ趣旨の規定が2023年規則にも設けられている〔40条1項c号、40条3項〕。

加えて、EU司法裁判所によって形成されてきた強力なGI保護を志向する判例を踏まえて、保護について定める規定の精緻化が図られている。

本稿では、GIの保護範囲に関するEUの主要な司法判断を概観したが、現状の判例の下では、GIが明示に言及されておらず、比喩的な記号が産物と名称とのつながりを示唆するような場合にも、想起の成立が肯定されている〔本稿6.2節〕。また、サービスの名称が、産物名称たるGIを想起させることを肯定した司法判断もある〔本稿6.3節〕。加えて、GI登録された産物の外見に倣うことも侵害と判断され得る〔本稿7章〕。

かくしてEUでは、GIの保護範囲が裁判例によって大きく拡大されてきたし、2024年規則及び2023年規則もこうした方向性を是認しているのではなかろうか。

その他、私見では持続可能性の重視も注目し値すると思う。明細書規定の生産基準は、地域の中である程度長期間にわたり継続してきた生産方法を踏襲し、地域の自然環境や文化に調和することが多いであろう。その限りでは、GIと持続可能性には親和性があると評価することができる。それ故にこそ、持続可能性を高めたいと考える論者の多くが、GI制度の拡充に前向きになるのであろうし<sup>(47)</sup>、現時点ではEUのGI制度における持続可能性に関する規制は厳格なものとは言えないが、将来は厳格な制度に変貌していくかもしれない。また、持続可能性に関する考え方が制度の運用にも影響を与えるかもしれない。

2024年規則の制定とほぼ時を同じくして、英国の法学者であるスカーレット・スウェイン助教（ノースイースタン大学ロンドン校）が、持続可能性に対する傾倒がより強まった時にどのような運用が行われ得るかについて示唆する論考を公表した<sup>(48)</sup>。同助教は、工場生産される培養肉をGI制度の保護対象とすべしと提案する。その論拠として、培養肉の工場生産は持続可能性と自然環境の保全に有益であること、と畜の必要がないことなどを挙げている。この主張が認められるならば、植物工場で生産する野菜や果物もGIの保護対象たり得るのかもしれない。

また、ごく最近バーナード・オコナー弁護士がGI登録された産物を現代的な加工品の原料・部品として組み込むことにつき、「伝統と文化のエッセンスを維持しつつ」「伝統とイノベーションのバランス」を取る方策となり得ると評している<sup>(49)</sup>。若手研究者のスウェイン助教とベテランのオコナー弁護士が同時期にGI制度がもたらし得るイノベーションに前向きな発言をすることは、EUを含む世界のGI制度が変容する兆候かもしれない。今村哲也教授（明治大学）が評するように、GI制度は「国際的にまだまだ普遍的な制度ではない」だけに、今後の変容を注視したい<sup>(50)</sup>。

### (注)

(1) 井手（2024）が2023年規則の概要を解説している。

(2) 2012年規則の邦語訳が夏井（2022）に掲載されている。2012年規則の解説としては、荒木（2021）；今村（2022）。

(3) 「農産物」は、2024年規則5条1項c号で次のように定義されている。欧州理事会規則2658/87号附属書I第2部1章乃至23章に列挙されている農産物（食品、水産物、養殖製品を含む）と、2024年規則附属書Iに列挙されている農産物である。大半の食品・農産物・水産物をカバーしていると考えてよい。

(4) 2024年規則序文79段にその旨が明記されている。また2024年規則は、2013年規則と2019年規則に加えて、「欧州議会及び理事会

- 規則 2019/1753 号」(リスボン協定ジュネーブアクトへの加盟に関する規則)の改正についても定めているが、本稿では論じない。
- (5) 伝統的特産品保証と任意的品質用語については本稿では論じない。南 (2017) に解説がある (6 頁)。
- (6) 「工芸品及び工業製品」については、2023 年規則 4 条 1 項で次のように定義されている。「(a) 完全に手作業で、又は手工具若しくはデジタルツールを用いつつ、若しくは機械的手段によって製造されたものであって、完成品において手作業による貢献が重要な要素であるもの。又は (b) 連続生産を含む標準化された方法で、機械を用いて製造されたもの。」
- (7) 荒木 (2023) 211-212 頁。
- (8) Garcia-Noblejas (2025) p.91.
- (9) Insight Consulting, REDD, OriGIn (2013) p.132.
- (10) European Commission (2022) p.8.
- (11) EU との間では GI を相互に保護していることに鑑みても、EU の制度の変化は日本にとって重要である。詳しくは、稲井 (2021); 小山 (2021)。
- (12) PDO と PGI の詳細については、荒木 (2021) 6-7 頁、81-83 頁。
- (13) 社会的評価は、2024 年規則の PGI と 2023 年規則の地理的表示の要件である。2023 年規則 6 条を参照 [本稿 2.1 節]。
- (14) Garcia-Noblejas (2025) p.98.
- (15) 蒸留酒に関しては特則があり、一定の要件を満たす場合には隣接地域との相違を要さず、単一の生産者が登録を申請できる [2024 年規則 9 条 3 項 c 号]。
- (16) Garcia-Noblejas (2025) p.98.
- (17) 今村 (2022) によれば、通常、管轄当局は官公庁か公共団体で、委任機関は民間団体である (63 頁)。
- (18) 2012 年規則では、管轄当局は、「産物認証機関 (product certification bodies)」に検証の権限を委任できると定められていた [37 条 1 項 b 号]。
- (19) ここでは、参考までに、2023 年規則 40 条 1 項 a 号のみを以下に抜粋しておく。「次の場合における、登録対象でない産品への、地理的表示の直接又は間接の一切の業としての使用。当該産品が登録されている産品と比較可能である場合、又はその名称を使用することが、保護名称が有する社会的評価を不当に利用し、弱め、希釈し、若しくは損なう場合。」。2024 年規則 26 条 1 項 a 号との相違は、点線部の表現が若干異なることと、2024 年規則 26 条 1 項 a 号末尾の「当該産品が原料として用いられる場合を含む」という一節を欠くことである。
- (20) 2012 年規則 13 条 1 項については、荒木 (2021) 109-112 頁。なお、2012 年規則 13 条 1 項とほぼ同じ条文が、同規則に先立つ、欧州理事会規則 2081/92 号と同 510/2006 号 [本稿注 22、注 41] にも定められていた。
- (21) 筆者は旧稿では comparable を「類似性」と訳していたが (荒木、2021、109 頁)、本稿では「比較可能性」という訳語を当てることにする。
- (22) 2012 年規則、欧州理事会規則 2081/92 号および同 510/2006 号の 13 条 1 項 a 号後段は [本稿注 20]、2024 年規則 26 条 1 項 a 号後段 (「又はその地理的表示を産品又はサービスに使用することが、保護名称が有する社会的評価を不当に利用し、弱め、希釈し、若しくは損なう場合」) とほぼ同じ定めである [本稿注 19]。EU 司法裁判所は一貫して、これら「後段」に該当する場合には比較可能性は要件として求められないと解してきた。近年の裁判例でも同様の判断が続いている。後述のコニャック事件 [本稿 5 章] の他、2017 年のシャンパン・シャーベット事件 [本稿 6.4 節]、2019 年のケソ・マンチェゴ事件 [本稿 6.3 節]、2021 年のポート事件 [Case T-417/20] など。
- (23) 先決裁定とは、EU 加盟国の国内裁判所が EU 法の解釈につき EU 司法裁判所に質問し、同裁判所がそれに回答する手続きである。詳しくは中西 (2022 年) 69-76 頁。
- (24) 同判決の 54 段は次のように判示している。「様々な商品カテゴリーがあるにせよ、蒸留酒は共通の客観的特性を持ち、関連する公衆の視点からは殆ど同じ機会に消費するものである。更に各種蒸留酒は、多くの場合同じチャネルを通じて流通しているし、販売に関する似通った規範に服している。」。
- (25) De Almeida (2024) p.695.
- (26) De Almeida (2024) p.695.
- (27) 詳しくは、荒木 (2021) 110-112 頁。
- (28) 荒木 (2021) 50-51 頁; De Almendra (2025) pp.109-110.
- (29) 詳しくは、荒木 (2021) 111 頁。その他、De Almeida (2024) p.694.
- (30) その他に、バルメザン事件でも想起の成否が論点となっている。詳しくは、荒木 (2021) 116-131 頁。
- (31) De Almeida (2024) pp.696-697.
- (32) 本件では、葡萄酒に関する旧 EU 規則 [本稿 1 章] が適用された。同規則における、GI の保護に関する規定 [103 条 2 項 a 号乃至 d 号] は、2024 年規則 26 条 1 項 a 号乃至 d 号 [本稿 4 章] とほぼ同じであり、想起も侵害行為の一つである [103 条 2 項 b 号]。
- (33) ハーバット (2011) によれば「チーズの中心部に黒っぽい線が水平に入っているのが特徴」である (69 頁)。
- (34) 前提として、上述の 2024 年規則 26 条 1 項 a 号の規定により地理的表示は、登録された産品が原材料として用いられる場合も含

めて保護される [本稿 4 章、波線部]。

- (35) European Commission (2010).
- (36) 2023 年規則 40 条 1 項 a 号 (2024 年規則 26 条 1 項 a 号に相当する規定) には、原料に関する言及はない。本稿注 19 を参照。
- (37) De Almeida (2024) p.697.
- (38) De Almeida (2025) p.111.
- (39) 荒木 (2021) 16 頁。
- (40) De Almeida (2025) は、第三者が地理的表示を過剰に使用すると普通名称化のリスクが高まることを考慮するべきであったという。また、商品のパッケージはシャンパン特有のボトル、コルク、フルートグラスの画像をあしらっていたことを指摘し、このような使用は消費者への情報提供を目的とするものとは言えず正当化する理由はないという (p.112)。
- (41) EU の初の包括的な地理的表示法令は 1992 年に制定された欧州理事会規則 2081/92 号であるが、同規則には持続可能性について言及は無かった。第二次の法令は 2006 年制定の欧州理事会規則 510/2006 号であるが、これもまた持続可能性についての言及は無かった。2012 年規則は第三次の法令であり、2024 年規則は第四次の法令である。本稿注 19、注 22 を参照。
- (42) 気候変動の緩和、景観・水・土壌の持続可能な利用と保護、食品廃棄物の削減を含む循環型経済への移行、汚染の防止・制御 [以上 a 号]、農業の削減 [b 号]、動物福祉 [c 号]、生産者の公正な収入 [d 号] など。
- (43) Zappalaglio (2025) pp.70-71.
- (44) 第 197 回国会衆議院農林水産委員会議録第 5 号 (平成 30 年 11 月 20 日) 15 頁。この答弁に関して、今村 (2022) 161 頁に詳細な説明がある。
- (45) 欧州では、想起につき、「寄生的行為 (parasite)」を中核とするものであるとする学説があるが、寄生的行為という概念はフリーライドと大きな違いはないようである。De Almeida (2024) pp.696-697; De Almeida (2025) pp.109-110. なお、モルビエ事件では原告が被告の行為を「寄生」「フリーライド」と称している [本稿 7 章]。
- (46) 参考になる論考として、荒木 (2021) 165 頁; 中村 (2025) 47-48 頁。
- (47) Zappalaglio (2025) p.56.
- (48) Swain (2024).
- (49) Kireeva and O'connor (2025) p.84.
- (50) 今村 (2024) 19 頁。

#### (参考文献)

- 荒木雅也 (2021)、『地理的表示法制の研究』、尚学社。
- 荒木雅也 (2023)、「自然的要因又は人的要因との結び付き－地理的表示制度は手工芸品と工業製品を保護対象とすることができるか?」、『茨城大学人文社会科学論集』、2 号、207-218 頁。
- 井手李咲 (2024)、「主要諸国・地域における地理的表示に係る動向」、『IP ジャーナル』、29 号、8-15 頁。
- 稲井史生 (2021)、「『地理的表示』の他国との相互保護」、『パテント』、47 巻 3 号、42-45 頁。
- 今村哲也 (2022)、『地理的表示保護制度の生成と展開』、弘文堂。
- 今村哲也 (2024)、「地理的表示保護の国際的動向と日本の課題」、『IP ジャーナル』、29 号、16-19 頁。
- 小山隆史 (2021)、「TPP 及び日 EU 経済連携協定 (EPA) における地理的表示の保護」、『LES Japan news』、62 巻 1 号、30-48 頁。
- ハーバット、ジュリエット (2011)、『世界チーズ大図鑑』、柴田書店。
- 中西優美子 (2022)、『EU 司法裁判所概説』、信山社。
- 中村京子 (2025)、「農林水産・食品分野と知的財産－地理的表示 (GI) 保護制度の紹介」、『発明』、122 巻 1 号、46-49 頁。
- 夏井高人 (2022)、「規則 (EU) No 1151/2012 [参考訳]」、『法と情報雑誌』、7 巻 2 号、506-598 頁。
- 南かおり (2017)、「欧州における地理的表示保護制度」、『知財ぶりずむ』、15 巻 174 号、1-10 頁。
- De Almeida, Alberto Ribeiro (2024), "European Union GI Reform. A Step Forward, But Less Than Required," *European Intellectual Property Review*, 46 (11), pp.688-704.
- De Almeida, Alberto Ribeiro (2025), "The New EU Regime on Geographical Indications: Opportunities and Challenges," in A.Zappalaglio and E.Bonadio (eds.), *The Future of Geographical Indications-European and Global Perspectives*, Cheltenham: Edward Elgar Publishing Limited, pp.106-114.
- European Commission (2010), *Guidelines on the labelling of foodstuffs using protected designations of origin (PDOs) or protected geographical indications (PGIs) as ingredients (OJ 2010 C 341, p. 3)*.
- European Commission (2022), *Proposal for a Regulation on Geographical Indication protection for Craft and Industrial Products (COM (2022) 174 final)*.
- Garcia-Noblejas (2025), "The Challenge of Geographical Indications for Craft and Industrial Products at the EU Level," in A.Zappalaglio and E.Bonadio (eds.), *The Future of Geographical Indications-European and Global Perspectives*, Cheltenham:

Edward Elgar Publishing Limited, pp.89-105.

●Insight Consulting, REDD, OriGIn (2013), *Study on the protection of geographical indications for non-agricultural products in the internal market (18 February 2013)*.

●Kireeva, Irina and Bernard O'connor (2025), "Harmonising and Unifying the Protection of Geographical Indications in the EU : a Step-by-Step Approach," in A.Zappalaglio and E.Bonadio (eds.), *The Future of Geographical Indications-European and Global Perspectives*, Cheltenham : Edward Elgar Publishing Limited, pp.73-88.

●Kur, Anette (2022), "No Strings Attached to GIs? About a Blind Spot in the (Academic) Discourse on Limitations and Fundamental Rights," *IIC - International Review of Intellectual Property and Competition Law*, 54 (1), pp. 87-94.

●Swain, Scarlett (2024), "Geographical Indications and Tissue Engineered Meat : An Appetite for IP Innovation," *European Intellectual Property Review*, 46 (3), pp.129-135.

●Zappalaglio, Andrea (2025), "A Short History of the Relationship between EU Agricultural GIs and the Common Agricultural Policy : from the Beginning to Regulation 2024/1143," in A.Zappalaglio and E.Bonadio (eds.), *The Future of Geographical Indications-European and Global Perspectives*, Cheltenham : Edward Elgar Publishing Limited, pp.54-72.

(原稿受領 2025.10.20)

## パンフレット「弁理士info」のご案内

### 内容

知的財産権制度と弁理士の業務について、  
イラストや図を使ってわかりやすく解説しています。  
一般向き。A4判22頁。

### 価格

一般の方は原則として無料です。  
(送料は当会で負担します。)

### 問い合わせ/申込先

日本弁理士会 広報室

e-mail: panf@jpaa.or.jp

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-2-6 東京倶楽部ビルディング14階

電話: (03)3519-2361(直)

FAX: (03)3519-2706

